

公衆浴場法施行条例

昭和36年 3月30日長崎県条例第10号

改正 平成元年 3月28日条例第10号

平成12年 3月24日条例第51号

平成15年 3月17日条例第18号

令和 2年 3月27日条例第16号

令和 3年 3月26日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準、浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「衛生等の措置の基準」という。)その他法の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場のうち地域住民の日常生活において、保健衛生上欠くことのできない施設であって、かつ、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 蒸気、熱気、砂その他を使用し、入浴させるもの

(2) 個室浴場を主とする構造設備を有するもの

(3) その構造設備が一般公衆浴場と類似した施設であって、保養、休養又は娯楽のためと認められる付帯施設を有するもの

(4) 多数人を入浴させる施設でスポーツ施設に付帯するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般公衆浴場と営業形態が異なると認められるもの

3 この条例において「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

4 この条例において「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

5 この条例において「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給さ

れる温水をいう。

- 6 この条例において「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- 7 この条例において「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- 8 この条例において「貯湯槽」とは、原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。
- 9 この条例において「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
- 10 この条例において「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- 11 この条例において「調節箱」とは、洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。
- 12 この条例において「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

（公衆浴場の場所の配置の基準）

第3条 法第2条第2項に規定する一般公衆浴場の設置の場所に係る同条第3項の規定により条例で定める配置の基準（以下「配置基準」という。）は、新たに設置しようとする一般公衆浴場が既設の一般公衆浴場から次の各号の区域の区分に従い、それぞれ当該各号に定める距離を有しなければならないこととする。ただし、土地の状況、人口密度等の事情により公衆衛生上特に必要と認めるときは、知事は、これを緩和することができる。

- (1) 長崎市及び佐世保市の区域 300メートル以上
- (2) 前号以外の市の区域 350メートル以上
- (3) 町村の区域 400メートル以上

2 その他の公衆浴場に係る配置基準は、これを設けない。

（構造設備の基準）

第4条 法第2条第2項に規定する公衆衛生上適当と認める公衆浴場の構造設備の基準は次のとおりとする。ただし、土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、その一部を緩和できるものとする。

- (1) 浴室及び脱衣室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互にかつ屋外から見通しのできない構造であること。
- (2) 浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。また、浴

室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。

(3) その他浴室の構造設備は、次に掲げるものとする。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

イ 貯湯槽は、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ウ 浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。

オ ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

カ ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

キ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

ク 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。

ケ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

コ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

サ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

（一般公衆浴場の衛生等の措置の基準）

第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口は、男女別に区画し、これを表示すること。
- (2) 出入口の扉は、外部から見通すことのできない構造とすること。
- (3) 出入口の扉を開いた正面には、目隠し又は二重扉を設け、外部から浴室又は脱衣室を見通すことのできない構造とすること。
- (4) 浴室及び脱衣室は、男女別に壁で区画し、相互に見通されないようにすること。
- (5) 脱衣室は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、かつ、衣類を衛生的に保管できる戸棚又はかごを設けること。
- (6) 脱衣室及び浴室の床面の照度は、150ルクス以上とすること。
- (7) 脱衣室は、常に清潔を保ち、毎月1回以上、ねずみ族、昆虫等の駆除を行なうこと。
- (8) 浴室に使用する小桶及び腰掛けは、清潔なものを使用し、随時消毒をすること。
- (9) 浴室には、上がり用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。
- (10) 浴室及び浴槽は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、常に清潔を保つこと。
- (11) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (12) くし、タオル等は、消毒したものでなければ貸与しないこと。ただし、カミソリについては、新しいもののみとすること。
- (13) 入浴者用の便所を設け、防臭及びねずみ族、昆虫等の防除の設備を設けること。
- (14) その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の湯水の消毒を行うこと。

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、必要に応じ完全に排水し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

オ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清

掃すること。また、配管内の浴槽水は完全に排水できるよう図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合には、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロアミンの場合には、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ク キの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

ケ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

コ 集毛器は、毎日清掃及び消毒をすること。

カ シャワー、調節箱及びその他の給水、給湯設備は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

シ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては2回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回）以上行うとともに、その検査結果は検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨知事に届け出ること。

ス オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ソ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ 水位計配管は、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

チ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

ツ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のなかから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 一般公衆浴場の施設内に付設する入浴設備の衛生等の措置の基準は、当該設備について、第2条第2項各号の区分により、次条各号の規定を準用する。

(その他の公衆浴場の衛生等の措置の基準)

第6条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2項第1号に該当する施設 前条第1項各号に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

ア 浴室には、シャワー又は上がり用湯若しくは上がり用水の設備を設け、常に清潔を保つこと。

イ 蒸気室又は熱気室を設ける場合には、常に適温を保持できる構造設備を設け、かつ、利用者の安全確保の措置を講じること。

(2) 第2条第2項第2号に該当する施設 前条第1項各号(第1号から第4号まで及び第14号を除く。)に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

ア 適当な広さの脱衣所を設け、常に清潔を保つこと。

イ 個室への通路は、共用のものとする。

ウ 浴室には、シャワー又は上がり用湯若しくは上がり用水の設備を設け、かつ、使用ごとに浴槽内の湯を取り換えること。

エ 個人用浴槽を設ける個室にあつては、出入口には室内を見通せる施錠構造のない適当な扉等を設け、かつ、見通しを遮るものを室内に設けないこと。

(3) 第2条第2項第3号から第5号までに該当する施設 前条第1項各号に掲げる基準を準用する。

(措置の基準の緩和)

第7条 知事は、入浴者の衛生及び風紀の観点から支障がないと認められるときは、前2条に規定する基準の一部を緩和することができる。

(手数料)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、法第2条第1項の規定に基づく公衆浴場の営業の許可の申請に対する審査について手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、1件につき2万2,000円とする。

3 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4 知事は、天災その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

5 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5

倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の規定による許可を受けて公衆浴場を営んでいる者は、この条例に定める基準により許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に受理した法第2条第1項の許可の申請に係る衛生等の措置の基準については、この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けている営業者（施行日前に申請した者であって、同日後に同項の許可を受けた者を含む。）で、この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第5条第15号イ、ク、セ及びソに規定する基準に適合させるため営業の施設の改善が必要なものについては、当該規定は、施行日から平成16年9月30日までの間は、適用しない。

附 則（令和2年3月27日条例第16号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第10号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。